

法務・資格TF 議事概要

1. 日時：平成21年7月14日（火）17:00～18:00
2. 場所：永田町合同庁舎1階 第3共用会議室
3. 議題：司法試験（予備試験）の在り方、司法試験選択科目の見直し等に係る前回ヒアリング（3/24）以降の検討状況等について
4. 出席者【規制改革会議】福井主査、阿部専門委員、鈴木参考人
【法務省】 大臣官房司法法制部 参事官 佐々木 宗啓 氏
大臣官房人事課 課付 山口 久枝 氏

○福井主査 それでは、法務・資格TFを開催させていただきます。

本日は、新司法試験（予備試験）等の在り方、司法試験選択科目見直しに関しまして、前回ヒアリングにおいていただいたとき以降の検討状況につきまして、法務省からお話を伺えればと存じます。

それでは、早速法務省から御説明をいただきまして質疑とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○佐々木参事官 本日も、司法法制部の参事官佐々木と、人事課の課付山口で参っております。まず、私、佐々木の方から御説明を冒頭にさせていただきます。

まずお尋ねの新司法試験の選択科目の見直し状況についてでございますが、前回3月24日に御説明をさせていただいた以降、引き続き司法試験委員会の付託を受けた幹事会において、資料等の収集分析などを行っているものと聞いてございます。

そして、4月22日、6月3日にそれぞれ司法試験委員会が開催されておりますが、その司法試験委員会のうちの6月3日の司法試験委員会におきまして、幹事から司法試験委員会に対する中間的な報告がございました。

その報告では、選択科目を選定する際の基準の説明と、その基準に関連して収集した客観的な資料について説明がなされたものと聞いております。

○福井主査 それは、資料とか審議の様様とかはいただいていますか。

○佐々木参事官 まだ議事録等がまとまっておりませんので、今は資料の目録しか持ち合せがないのですが。

○福井主査 議事録はともかく、公表されるに違いない資料等につきましては逐次事務局の方にはただけませんでしょうか。

○佐々木参事官 それでは、とりあえず資料一覧という目録、これは目録の中に資料1というものがございますものですが、その紙を提出させていただきます。報告がされたということで今、申し上げたのですが、この資料を司法試験委員会に上程したという状況であります。

○福井主査 そこでどういう議論があったのですか。

○佐々木参事官 これを踏まえました深い議論とか、そういうものはその段階ではされていないと

思うのですが、議事録が出来次第お届けしたいと思います。

○福井主査 議論はないんですか。

○佐々木参事官 要するに、資料を上程して。

○福井主査 資料が出ただけで議論はしなかった。

○佐々木参事官 そこは議事録で確認したいと思います。

次に、予備試験についての御説明でございます。予備試験の方の前回以降の進行でございますが、前回、御会議の方から配点割合等、さまざまな御指摘、御意見をちょうだいいたしました。それも踏まえまして、現在鋭意検討中という状況でございます、一定の方向が出ているとか、そういう段階にはまだ達していないのでありまして、鋭意検討、協議中という状況でございます。

○福井主査 そちらも、4月22日と6月3日には議論はされていないんですか。

○山口課付 4月22日も6月3日もその議事は立っておりません。

○福井主査 予備試験については、司法試験委員会はどういう法令上の関わりになるんですか。

○佐々木参事官 実施に当たって、どういう実施の中身にするかということを考えている立場でございます。

○福井主査 一般的に大臣に意見具申をするということですか。この事項は司法試験委員会の議を経て決めるのか、そういうものはないのですか。必要的付議事項はないんですか。

○山口課付 司法試験の実施については司法試験委員会の所掌事務になります。

○福井主査 大臣ではなくて委員会の名前で試験をし、合格発表などをするということですね。それで、予備試験の実施主体なんですね。自分がどういう試験をすることになるか、そういうことですか。

○佐々木参事官 前回、パブコメにかけた案をお持ちして御会議の御意見をちょうだいし、それも踏まえて検討中という状況で、そのまま結論がどうということにまだ達していない状況と承知しております。

○福井主査 パブリックコメントに付された案は司法試験委員会の案なんですか。法務省の案なんですか。

○佐々木参事官 全く司法試験委員会の案でございます。

○福井主査 予備試験についてここでも何度か議論させていただいていますが、その議論の様子は一部議事録がまだできていないものがあると思うんですけども、別に当会議としては中身なり、その基本的な議論ができるだけ関係部局に先に伝わるのはむしろ好ましいことだと考えていますので、司法試験委員会にも伝えていただいているものと思っているんですけども、伝わっているんですか。

○佐々木参事官 予備試験に関する御会議との間の議論の過程は伝わってございます。それで、御会議からいただいた意見等も踏まえて検討中の状況ということになってございます。

○福井主査 踏まえていただいているということですね。

ただ、その検討と言いましても、会合自体が開かれていないとすると、現段階は事務的な整理ということですか。

○山口課付 3月の前回のヒアリングの後の3月30日の司法試験委員会で予備試験の協議を行っておりまして、その際に意見募集の結果ですとか、本日お配りしております日弁連の意見ですとか、寄せられた意見を委員会にそういった意見があるということについて御報告するとともに、本会議の問題意識についてもお伝えしているところです。

○福井主査 わかりました。

○佐々木参事官 以上でございます。

○福井主査 それでは、質疑とさせていただきます。

そうすると、まず選択科目の方ですが、今後のスケジュールはどういう予定でございますか。

○佐々木参事官 また幹事会の方で資料収集を更に行って、集まったものをある程度分析できくれば、逐次近いところの司法試験委員会に上げて、資料として供する・・・。

○福井主査 デッドラインといたしますか、いつまでに決めるというのはあるんですか。

○佐々木参事官 今のところ、どこまでにやらなければいけないということは決まっていないと考えております。

○福井主査 選択科目は、たしかおおむね実施3年後に見直すというのが目安でしたね。その3年後が今年でしたか。

○佐々木参事官 その見直しの過程を今やっている最中でございます。

○福井主査 ということは、来年度の試験に間に合うようにということですか。

○佐々木参事官 来年度には間に合いません。

○福井主査 再来年度の選択科目ですか。

○佐々木参事官 仮にもしも何かが選択科目に入る、あるいは落ちるとなりましたら、そのことについて、その後の周知期間をどこまで置くかという問題が1つございます。

○福井主査 受験準備のためですか。

○佐々木参事官 はい。それからもう一つが実施の体制、例えば、考査委員、問題をつくる人を手配しなければいけませんし、さまざまな事務のものがりますので、その期間を足し上げて先ここら辺くらいになると。

○福井主査 要するに、いつぐらい、何年度ぐらいに追加変更された科目構成にするという目安なんでしょうか。

○佐々木参事官 そこも、議論は今からしていくということです。

○福井主査 随分、漠とした話ですね。

○佐々木参事官 基本的な資料を集めつつ、逐次報告しつつある段階であると承知しておりますので。

○福井主査 その資料収集ですとか、検討の観点などについては、これも何度か議論させていただいているんですけども、当会議でもお示したような観点や、あるいは資料収集項目については踏まえてやっていただいていると理解してよろしいんでしょうか。

○佐々木参事官 御会議から御指摘をいただいたもの、あるいは閣議決定に入った基準、そういったものは一応参酌の上、進めていっているものと承知しております。

○福井主査 例えば、今ほどいただきました資料1の中にもあるのですが、実務的な重要性や社会におけるニーズの高さ、科目開設状況、体系化・標準化の状況、それぞれについて、既存科目も含めての検討だと思うのですが、例えば既存科目ではこうだとか、あるいは新しい候補科目ではこうだというような整理に熟した、結実した成果はあるのでしょうか。

○佐々木参事官 まだ幹事の間で協議、検討している段階だと思われます。熟してくれば、当然付託した司法試験委員会に対し報告することになりますので、それがまだされていないということはまだ検討中であるというふうに考えてございます。

○福井主査 こういった項目を見ても、多少は一定の分析や評価なり政策的な判断が必要な部分もありますが、例えば科目開設状況とか、幾つの大学院でやっているかとか、これら是一目瞭然のような気がしますし、受験者数、難易度のばらつき、独自性の程度とか、こういうことについてもそれほど分析にただならぬ時間を要するような項目でもないように思うのですが、そういった事実関係でわかっているものについては収集して整理され次第、逐次公表していただくのが適切かと思いますがいかがでしょうか。

○佐々木参事官 逐次整理し終わったものの一部が、この資料一覧の中にあるものだと思います。

○福井主査 この資料の本体はあるんですか。

○山口課付 相当大部になりますけれども、司法試験委員会に報告されたものですので、もし必要でしたら提出します。

○福井主査 では、後ほど事務局の方にいただければと思います。

いずれにしても、いつの間にか司法試験委員会にかかっているいつの間にか決まっていたとか、その検証の場なり、私どもの議論と関わりなく決まるといことがないように、情報提供や、あるいは必要に応じて議論させていただくということを踏まえて進めていただきたいと思いますと思うんですけども、そういう理解でよろしいでしょうか。

○佐々木参事官 司法試験委員会の方にはそういうふうな御要望というか、御指摘をいただいたということは伝わるようにしておきます。

○福井主査 もう一つは頭の整理ですが、先ほどの整理でも試験実施者は司法試験委員会であるということ、そこは私どもも理解しましたし、わかっているつもりですが、あくまでも例えば3か年計画の内閣の決定などは、いわば法務大臣と規制改革大臣、あるいは関係大臣を含むいわば内閣としての合意でもありますので、司法試験委員会はいわば法務大臣の諮問機関ではありますけれども、法務大臣の一種の補佐機関であると思いますので、司法試験委員会も法務大臣の一種の行政的意思決定を踏まえている試験の設計やら実施をやっていただくものだと理解しております。司法試験委員会にはもちろん独自性なり自治があるのは当然としても、根っこにある法務大臣なり政府の意思は、やはりきちんと受け止めていただいて検討していただきたいと存じます。

○佐々木参事官 閣議決定はきちんと受け止めて、いろいろな制度設計、運用の細目を詰めていくものと、私どもも考えてございます。

○福井主査 もちろんそうなんですけれども、閣議決定もさることながら、これは私どもからのお願いですが、閣議決定に至る過程で当会議とは非常に時間もかけて密度濃く議論させていただいて

おりますので、当会議の方でお願い申し上げていることについても斟酌考量していただきたいと思
います。

予備試験ですけれども、スケジュールは大体どういう段取りになるのでしょうか。いつまでにど
ういうことを決めるといふ目安のようなものはございますか。

○佐々木参事官 今、検討しているものはさまざまな大きな問題も入ってございますので、現在こ
ういうふうに進むという明確なスケジュールは現時点では今、何とも申し上げられないような状況
であるというのが正直なところです。

○福井主査 始まるのは何年度でしたか。

○佐々木参事官 平成 23 年度です。まだ余裕はございますので。

○福井主査 今は 21 年ですから、来年度いっぱいかけて準備をして、再来年度に最初の出題が始ま
る。1 年ちょっとは準備期間があるということですか。

○佐々木参事官 まだそういう面では時間がございます。ともあれ、十分に検討していきたいとい
うことで検討しているものと承知しております。

○福井主査 例えば、教養科目が重過ぎるのではないかという議論を先般もさせていただいたんで
すけれども、そこについての司法試験委員会内部の反応ですとか、あるいは与党の反応ですとか、
その辺について何か御存じの点がありましたら。

○佐々木参事官 司法試験委員会に対しましては、御会議から御指摘をちょうだいしたことは、確
実に伝わるようにしてございまして、そのことを踏まえて、あるいは参酌してどのように協議して
いるかというのはまだ意思決定していない段階だということは承知しております。

○福井主査 どういうふうにお考えなんです。私どもとしても結構そこは詰めた議論をしてきて
います。特に先般話題になったのは短答の比率が 3 割、論文の比率が 1 割という点だったと思うん
ですけれども、その比率について、特に短答の方で比率が重過ぎると教養試験の負担を大変忙しい
社会人などに課すことになるのではないかという懸念を持っているわけです。

そういった懸念について、例えば司法試験の委員がどういう反応をされたとか、あるいはそれを
どういふふうを受け止めておられるとか、もうちょっと、何か検討されているのは間違いないん
でしょうけれども、では例えば反論があるならばこの点はそれは理由がないと考えるとか、あるい
はその点をもっともだとか、もう少しビビッドで生きた反応を建設的に公開していただいて詰めて
いただきたいと思います。

○山口課付 パブコメ後の事実経過の一つとして、一般教養の在り方について、今日御提出させて
いただいた日弁連からの意見書が寄せられておりますので、これを御紹介させていただきたいと思
います。そちらの方の 2 ページ以下で一般教養についての意見が記載されております。

2 ページの (2) の 2 段落目ですけれども、まず「実施方針案が「一般教養科目の出題に当たっ
ては、法律科目の知識のみで容易に解答できるような出題とはならないように工夫する必要がある」
としたこと、法律基本科目全体と一般教養科目の試験時間及び配点を 7 対 3 としたのは、適切であ
る」といった御意見がございます。

また、その実施方針案が一般教養の短答式試験について自由選択制をとっていることにつきまし

て、人文、自然、社会、語学の分野ごとに 10 題中 7 題を選択する方式にするべきである。特に語学は必修とすべきであるといった指摘もなされております。

また、論文式試験における一般教養については、例えば試験時間を 2 時間として配点も 100 点にすべきである。これは今の案よりも大きいわけですが、語学の論文式試験を必修として課すべきである。例えば、小論文 70 点に対して語学 30 点とする方法がある。これは一般教養の中だけですが、そういった指摘もなされております。

それから、意見募集の結果について取りまとめたものもありますが、ここでも、やはり一般教養の在り方などについてはさまざまな意見があるというような状況でございまして、そういった指摘なども考慮しながら、そういった指摘やその理由についても検討しながら協議をしているところでございます。

○福井主査 こういう趣旨のことは既にお聞きしたこともあるんですけども、それを内閣としてどう受け止めるかというのがこの議論の場の論点でして、例えば日弁連の意見について言うと、こういう議論こそ理由がないということを私どもはかねてより申し上げているわけです。

単に考慮するとのみおっしゃってもらっては困るわけでありまして、私どもとしては例えば法科大学院では存在しない教養科目を大学の教養課程を出た人に対してまでなぜ課すのか。しかも、かなり重い比率でなぜ課す必然性があるのか。法科大学院と同等という、これも閣議決定で決めた予備試験合格者と法科大学院修了者の能力同等基準にそもそも抵触している可能性はないのか。ましてや、3割などという比率で出し、しかも負担を重くするということは、法科大学院や日弁連が関係している組織には有利かもしれないけれども、予備試験を受けようとする社会有為の若者には不利ではないか。こういうことを縷々申し上げているわけですが、そこに何も答えていない。このような意見書を考慮しますとおっしゃられるのであれば、それは内閣の方針に齟齬を来していると申し上げざるを得ない。

○山口課付 意見募集をしておりますので、それはそういった意見なども踏まえてということですが・・・。

○福井主査 ですから、いろいろな意見をそういう意味で一般的に考慮されるということは重要なんですけども、私どもが申し上げているのは、かなり論理の筋も、それから実態、例えば受験の当事者がどう考えているのかといった調査結果も踏まえて、特定の利益団体や利害関係者の意見と離れて法曹養成の在り方や国民にとっての試験を受ける際の公平・均等という観点から申し上げているわけございまして、それとかみ合う議論として整理していただきたいんです。

例えば、この日弁連の意見は、とにかく予備試験にいろいろな科目を無理やりにたくさん課して、できるだけ受けにくくさせようという意図が感じられますけれども、一体私どもの提起したような問題点や課題にどう答えられているのかということが全く理解できない。あるいは、どこにもそういうことについての反論もコメントもないようなものでありまして、こういう内容では、私どもの議論とかみ合うような有効な反論や、あるいは軌道修正の材料になっているとは到底評価できませんので、今、私が申し上げたこともちゃんと司法試験委員会の議論の場に出していただいて、その上で考慮していただきたいと思っております。

語学がいるというのなら、何で法科大学院では語学が必修ではないんですか。しかも、英語だけではなくてドイツ語やフランス語とかもやらせるべきだとする。法科大学院で第2外国語、第3外国語を勉強しているんですか。そういう議論にどう答えるのかをまともに真剣に考えている意見を取り上げていただきたい。

○佐々木参事官 今のは、日本弁護士連合会の意見として出てきたものがこういうものであるという客観的な報告でありまして。

○福井主査 だから、それを考慮されると言われると、私どもはその考慮の意味内容によっては重大な悪い結果を招きかねないので申し上げているわけです。

○佐々木参事官 パブコメというのは、出てきたものをすべて考慮の対象として考えるというもので、出てきたものについて、予めこれははじいて考えるとか、それは……。

○福井主査 それが理由があるかどうか。政策的に妥当なものかどうかということ、さまざまなもちろん利害当事者の意見をも聞いていただいて、最終的には一種の公益の体现者としての政府として決定しなければいけない問題ですね。そこの取捨選択や理由づけは非常に重要だと思います。

○佐々木参事官 司法試験委員会の方で、弁護士会の意見について疑問があり、それを解明するという必要があるのであれば、またそこら辺は何らかの……。

○阿部専門委員 このデータを、日弁連ともあろう権威のある団体が出すということ自体、一般教養がないということだと私は思う。だって、理由は何にも書いていない。それで、福井さんが言われたこれまでの議論も全然踏まえていない。これで一般教養を求めるのは矛盾だと思う。私も一般教養は必要だと思うけれども、それは予備試験を受ける人だけではなくて、法科大学院を出た人にも、それこそ日弁連幹部にも、最高裁判事にも要ると思いますがね。

○福井主査 例えば、内閣で決まっている同等基準との関係はどうするのかということは、今、御説明いただいた範囲ではどこにも出てこないですね。

○阿部専門委員 今回の見直しで、法律の改正は全然考えていないんですね。というのは、法律自体に予備試験では一般教養科目が要ると書いてあるんですけどね。

○福井主査 司法試験法には書いてありますね。予備試験に教養科目が要るとするのは、資本試験法の本法に書いてあるんです。

○阿部専門委員 私は、それ自体が間違いじゃないかとの前から議論しているけれども、それを変える気はないわけですか。

○佐々木参事官 現在、法改正は考えておりません。

○阿部専門委員 そうだとすると、換骨奪胎で、法科大学院とただの予備試験とで教養についてどう違うのか。法科大学の卒業生に備わっている程度の教養があるかどうかという試験でしょう。

しかし、法科大学院卒業生に外国語なんて全然備わっているわけではない。だって、どこでも試していない。そもそも一部の大学で入試に使っているだけで、多分大した教育もしていない。私は全く個人的な意見ですが、さっきの選択科目もそうだけれども、今回の新司法試験改革では法律だけ勉強するのではなくて、もっと幅の広い法曹を養成する、他学部から来る人も歓迎というはずだったんです。

それなら、他学部の学問をわきまえた人が有利になる試験をすべきで、法律しか知らないのが医療過誤やら交通事故やら建築紛争をやっている。これは、間違いなんです。

だから、予備試験でも選択科目でも医学とか建築とか交通工学とか、自分の好きな科目を選択できる。医学というと広過ぎるけれども、医学の中で何でもいから自分が好きなもの、内科ならば内科の肺がんだけでもいい。そういうふうな試験をやってやるのならば、ちょっとは意味があると思うんです。

私立中学校の入試だとか公務員試験と同じようなパズル試験であっても、科目を増やすのでも、医学だ、建築学だというので選ばせるのならば意味がある。むしろ法律科目を減らした方がいい。一般教養をそういう観点で見直すのならば法科大学院卒では不利にはなるけれども、法科大卒とは違う予備試験出の人がよく能力があるというか、法津を知らなくても予備試験で入ってきやすいとか、何かルートをつくるのならばちょっと意味があるけれども、今の制度ではかえって厳しくしているだけです。

それだったら、この前から言われているように、一般教養比率は低くする。あるいは、法律には予備試験、一般教養は要るとは書いてあるけれども、比率は書いていないから、司法試験管理委員会でぐんと比率を低くしてしまえばいいんだというのがこの前からの議論ですね。それを3割なんて言っているから問題なのです。

○福井主査 基本的に、合格率均衡基準を内閣で決めたのも、やはり対等性ということですね。法科大学院のルートを通らなくても、同じぐらいの能力のある人に対して、本試験受験で邪魔をしたり、差別したりしないという、その対等性、公平性からきているわけですし、予備試験を受ける人だけが法科大学院ではだれも勉強していないような語学だとか数的思考力だとか、そういうことを勉強させられて、しかもそれらのシェアが高いなどというのは、それだけでいびつな非常にゆがんだ公平感の反映ではないかという懸念を強く持たざるを得ない。

そういう懸念を払拭していただけるような運用にさせていただくというのが、まさに目下の法務省の重要課題だと思うんです。そこをかなり重く受け止めていただいているかどうかを、今日は議論したかったんです。

○阿部専門委員 これは間違っているんです。「語学については、文系理系を問わず大学教育において必修とされていること」とあるので、大学を出ていない人を相手にこれを要求すればいいのです。大学を出ている人だってできないんだから、日弁連がわかっているとも思えないから、こんなものを考慮してはいけません。

○佐々木参事官 先程御説明したのは、日弁連の出してきた司法試験委員会のパブコメに対する意見でございます。

○福井主査 法務省がこう言っていると言っているわけではないんですけれども、ただ今、阿部専門委員が申し上げたような筋の通らない部分を多々含んでいる意見を取捨選択すべき立場にあるのが皆さんであって、法務省として、司法行政の責任者としてきちんと評価分析して、必要な意見は取り入れ、理由のないものは理由がないという評価をちゃんと踏まえた上で政策決定をしていただきたい。そのような作業に参考になる御意見は、私どももさんざん申し上げてきているわけです。

から。

○阿部専門委員 司法試験管理委員会ではこういう議論をするときに、規制改革会議の議論というのは十分紹介されているんですか。

○山口課付 その問題意識はお伝えしております。

○福井主査 議事録を関係部分にアンダーラインを引いて、あるいは枠で囲んで渡していただいて、ではこれにどうコメントしましょうかと聞いて議論していただく。そしてそれを我々にフィードバックしていただく。そういった建設的、生産的な作業をやらないと、紹介しました、でも、何かその反応がよくわからない間に、いつの間にか逆のことを決めておられました、というのでは困るのです。運用を工夫していただけないでしょうか。我々も、内閣で決めたことの一環としてフォローしているわけですから、伝えましたというだけでは困るんです。

○佐々木参事官 基本的には伝えるとしか、権限の上では申し上げることはできないのですが。

○福井主査 伝わったことについての適切なリアクションを引き出すような伝え方をさせていただいて、私どもにもフィードバックしていただく。そのうえで、我々も何か足りないことがあれば改めたり、あるいは補足的にいろいろとこちらでも調査や分析をするのはやぶさかではない。事務局の法務省としてももうちょっとかみ合わせるように努力いただきたいんです。

それから、日弁連の話題が出たのでこればかりになって恐縮ですけれども、こういう発想でそれほど予備試験に対して高いハードルを課したいのであれば、法科大学院ではかくもさように語学も教養も身に付いているという先験的な前提に立つのであれば、本当にそうかどうか確かめる意味で、法科大学院を出た方全員に現実に予備試験を受けさせていただきたいと思います。

もちろん、受けた結果の点数が低い人は本試験を受けさせないなどと言ったら、これは前提に反しますから、とりあえずそれはいいですけれども、一体どれぐらい身に付いている前提での予備試験で立派な成績を法科大学院の修了者が修めているのか。本当に法科大学院が立派な教育をしているのであれば皆、予備試験合格者の最低点くらいは軽く凌駕していないとおかしいはずですね。まさに法科大学院修了者と同等の教養なり、法的思考能力を試すわけですから、その前提が正しいかどうかの追試をしていただく必要があるのではないのでしょうか。

法科大学院の方、皆がはなはだ立派な成績を修めておられるというのであれば、それは法科大学院の教育がある程度成功しているということかもしれないし、予備試験合格者と比べてかなりおできにならない答案、あるいはそういう答案を書く方がいっぱい混じっているということだったら、法科大学院修了をもってアприオリに本試験を受けるだけの力が付いた、教育として成功したなどと即断するのは間違っていたということが社会的に検証されたことになるわけです。

そのような事態になったら、法科大学院を原則ルートとしている今の試験が本当にそれでいいのかについても翻って見直すことにつながらないとおかしいはずです。

○佐々木参事官 一つの御示唆として承っておきます。

○福井主査 特定のルートを何が何でも邪魔者にしたい、足げにしたいみたいに見えるような意見は、何らかのバイアスがかかっていると見るのが自然で、政策当局の観点から割り引くなり、バイアスの補正をして評価分析してほしいんです。

目的は、国民の法律サービスへのアクセスをもっと容易で安いものにしようというのが一連の大きな司法改革の流れの底流にあったわけです。そのために、法科大学院や司法試験がちゃんと貢献しているのかどうか、ということから考えたら、予備試験についてよくこんなに継子扱いして邪魔をすることを延々と、理屈も詰めないで公表するとは、信じ難いものがある。さっき、阿部専門委員からも申し上げたとおりです。

こういう議論に対してきちんと全うな評価分析ができる司法試験委員会であり、法務省であってほしい。少なくともこのような議論についての反論はすぐに示すことができますし、それは何度もここで開陳して申し上げているとおりです。

○阿部専門委員 私は法律改正で予備試験を他分野の専門家が入りやすいように大改革すべきだと思う。法科大学院でも同じですが。

さっき言ったように医学部を出た人は医学の知識があれば予備試験を合格できるように予備試験の科目を工夫する。医学の知識とか、交通事故の知識とか、建築の知識とか、それぞれの知識を試せるように予備試験の中で選択させたら、医学部を出た人はさっと予備試験を通る。バリアにならないという感じにすべきです。医学部を出たのに、社会科学とか一般教養とか、いろいろ出されたらしんどいです。

だから、予備試験はなるべく骨抜きにすべきです。そして、もっと選択肢をつくって本当に力のある人がさっと受かるような予備試験に変えることはできないのでしょうか。

○山口課付 今いただいた問題意識に関連して一点ご説明申し上げます。

一般教養の在り方について司法試験委員会はこのパブコメの案を出す前に、一般教養の在り方について指名した検討メンバーから意見を聞いております。その意見を聞いた際には、そのメンバーの意見は、一般教養の中に必須問題と選択問題をつくるということでもございました。

その後の協議の結果、司法試験委員会が意見募集をした内容は、必須問題にはせず、すべて選択問題ということになっているところですが。その際、事前に、人文を選びます、社会を選びますというように決めるのではなくて、試験場で自由に選択して解答するというような形式で選択させるというふうなことが念頭におかれているところです。

○阿部専門委員 そうするのは試験場でうまく選択できますか。本人の得意なところだけ勉強していればというか、自分が出た学部か、将来やろうとする仕事に関係のある一般教養を身に付けていれば当然合格できるような選び方がぱっぱとできるような仕組みになりますか。自分は医学が得意だ。医学博士であると言ったら、ぱっと解けるようになっていきますか。

○山口課付 それから、現時点での案ですと、一般教養は、選択問題であることに加え、法律科目とトータルで評価されるという内容が示されております。そういう全体像の中で試験の実施のあり方を検討している状況ですので、そういうものとして受け取っていただければと思います。

○阿部専門委員 やはり高校での学力を試すような試験にならないかという心配です。さっき語学と言ったけれども、ではおれはロシア文学を出たという人だったらロシア語だけで一般教養が通るというような試験にしてくれたら別だし、アラビア語か何かだけで一通り点数が取れるというふうな選択肢がいっぱいあれば別だけれども、そこまではつくないんでしょう。

○佐々木参事官 それは、費用対効果とかもありますから。

○阿部専門委員 そうだけれども、受験生の方の費用対効果も大変なんですよ。お役所のことばかり考えていたら困る。受験生としては将来何の役にも立たない勉強をしなきゃいけないわけですね。今更、自然科学とか社会科学とかを勉強する気が起きますか。佐々木さんならば起きないでしょう。もうあなたは受けないからいいんだけど、今更そんなことをやっても役に立たないものばかりでしょう。

○佐々木参事官 仕事に必要だったり、リストラにかかったら改めて勉強するかもしれないですけども。

○福井主査 予備試験は、そもそも法科大学院に行くだけの時間的余裕がない、忙しい社会人、あるいは法科大学院にはかなり高額の授業料が要るので、そういう経済的余裕のない方でも法曹に適した方には門戸を開こうという趣旨なわけですから、そういう人たちが普通に受けやすい試験でなかったら、よい人材がその分乏しくなる。そのようなルートからもよい人が入ってきた方が法曹界にとってもよいわけです。逆に、普通に受けやすい、堅実に勉強したら受かるという試験でなかったらいい人材が来るわけではない。

例えば、公務員のⅠ種とかの教養試験だってかなり批判があるのは既にここでも議論しているとおりで、あんなパズルの類が解けて何の意味があるのかなどと、当の公務員の多くも言っているくらいです。私も受けて通っていますけれども、あの教養の勉強が何か公務員に必要だったとか、役に立ったとは考えていません。

英語が得意でない人が何かの事件でだれかにいい加減な翻訳をして迷惑をかけたとか、通常そんなことは起こらないわけで、その人の適性や得意分野に応じておのずと法曹だって分業していくわけですし、パズル解きや単なる記憶の意味での教養がなくても社会経験があつて常識のある人がしかるべきよい法曹になっていくというルートだってあるわけですし、ペーパー試験でこういう教養を測って何か意味のある教養が身に付いていることが確認できるという前提自体に非常に問題があると思います。

しかも、忙しかったり、お金がなかったりする人に門戸を開くというときに、こういう瑣末でトリッキーなところに公的な労力をかけるのは法務省のリソースの投入の仕方としてもはなはだもったいない話ですし、皆さんの優秀な頭脳やら能力をもうちょっといいことに生かしてほしいと思います。法律で良問をつくることとか、本来の法律知識について問題がないような方を選び出すような手法の工夫に時間や労力をもっと割いていただきたい。

いっそのことやめてしまうというのも非常に有力な選択肢だと思います。

○阿部専門委員 もともと予備試験なんかやらなくても、本試験で十分です。わざわざ予備試験をやる理由は全然わからないです。

○福井主査 二度手間ですしね。

○阿部専門委員 本試験の採点が大変だ。予備試験で一回足を切つてというんだったら、短答式で一回足を切つてしまえばいいんです。

私は、短答式が通らないのは法科大卒業と認めないと国家が決めてしまうという方がよほど簡単

だと思えます。

○福井主査 もう一つ前に議論であった論点で、2年にまたがって受けないといけないのは予備試験の採点委員とかの確保が夏休みでないと難しいからというお話がありましたが、その点についてその後検討は進みましたか。

私たちは、そんなことはなかろうと申し上げてきたわけです。工夫の仕方でも幾らでもやりようがある。そんな途方もない重装備の採点になるような、膨大な労力や時間を要する問題を出題をしなければいけないだけで、やり繰りしようがあるんじゃないでしょうかと申し上げてきたわけですがどうですか。

○佐々木参事官 やはり論文試験がありますと、実務家の試験委員にとっても採点をする時期というのがいつ取れるか。また、学者の研究者の委員についてもいつ取れるかと考えてみると、やはり夏休みしか現実にはなさそうだと。

そうしますと、ひと夏休みを使って判定して予備試験の可否が出て、本試験についてはまた夏休みが必要だということになります。そこはどうしても2つ夏休みが設計上は要ってしまうわけです。

○福井主査 夏休みだけが皆暇というのは本当に経験的に実証された知見ですか。夏休みが暇だというア priori な前提があるような気がするんですが、それはかなり人によってばらつきがありますし、夏休みは夏休みでまとめた著作を執筆する時間などを取ってかえって忙殺されている方もいれば、あるいは夏休みにしか行けない海外調査に行くというので駆け足で海外を回ってインタビューして来られる方もいっぱいいらっしゃる。一概に夏休みが暇だとは全く言えないと思えます。法律の研究者でも、あるいは弁護士などでもそうだと思います。

普段だって、別に授業を毎日朝から晩まで入れている大学の教員というのは高校などの先生と違って余りないわけで、ある程度例えば春に固めようとか、冬に固めようとか、季節を通じてある程度分散するようにしておられる方もいる。また夏学期が実は授業で忙しいなどという大学だってある。

皆さん夏休みは、大学教員や弁護士は暇でサボるものだという前提があるのかもしれないけれども、そんなことは必ずしもないと思えます。

○山口課付 まとまった数の採点が可能な期間を確保していただけるのがやはり夏の時期に多いということはある程度あるのではないかと考えておまして、全く別の時期ですと、それはもちろん個々人で見ればいろいろな時期に繁忙度というのは違うと思うんですけども、一般的に見た場合にやはり大学の先生で言えば授業が長期間ない期間についてはまとまった時間がとりやすいということは一般論としてはあるのではないかと思いますし、実務家に関して言えば、夏季というのがある程度一般的には時間がとりやすい時期であるという状況もあるわけです。

○福井主査 夏期の休暇は、民間企業でまとまって、学校ではあるまいし、2か月も休みになるわけではないので、それは普段だって生み出せる時間と大差ないようなレベルです。特に実務家ならばそうで、学校教員だって夏が暇という通念は必ずしも当たっていないし、調べないで夏に違いないというのもどうかと思えます。

予備試験というのは、一応本試験の入り口に達するかどうかを確かめるだけのことなんですから、

その観点から言えば論文試験だってそんなに膨大な分量の答案用紙を書かせる必要もないでしょう。採点委員も仮に百歩譲って夏は多少暇な人がいるにしても、その分そうでないいろいろな方に採点していただけるような体制を組めばいいわけで、夏にこだわられるのは極めて不自然な論拠に聞こえるんです。

そんなことを言わずに、できるだけ近接した時期に社会人の受験負担が余らないように設計して差し上げる、という本質的なところに重点を置いて設計していただきたいのです。おっしゃる論拠は説得的じゃないと思います。

何人が夏しか採点できないと言っているんですか。何人に聞いて、何人がそう言っているんですか。アンケート結果でもあるのならばともかくということです。

○山口課付 社会人に対する配慮については、このパブリックコメントの案を出すにあたり、実施日程に関して、例えば連続して長期にわたるような日程で試験をするのではなく、できるだけ休日を使った実施ができるようにといった配慮からも、日程として、短答式試験は1日、論文式試験は2日などとされたところです。

やはりいろいろな人が受験するという可能性を考慮して、こういう日程を検討しているところであると・・・。

○福井主査 日程について、1日で終わるかどうかなど、そこはだれも問題にしていません。

そうじゃなくて、丸2年間、二巡する負担を強いるところを問題にしているわけで、その中で圧縮されるというのは結構なことだと思います。1日で短答が終わるというのは、それはいいんだけど、本試験を5月1日にやるとしたら、何でその1年前の5月1日に予備試験の短答をぶつける必要があるんですか。全く必然性がない。法科大学院の人が予備試験を受けるのを邪魔したいという動機があるのならば、その観点からだけ見れば合理的かもしれないけれども、そういう動機は適切ではない。できるだけ試験期間は全体を通じて短期決戦でやりたいという受験生が圧倒的に多いという視点を欠いています。

それをわざわざ邪魔してまで、1年後に七夕みたいにまた受けにいらっしゃいというのは受験生に対しても失敬な話だと思います。

○佐々木参事官 受験の邪魔をしようというわけではなくて、やはり夏休みに採点期間を設けるといのが事務作業といいますか、試験の設営上やむを得ない。そこで、それを前提に設計するとどうしても単年度の中に収まり切らないという制約が付いてしまうということです。

○福井主査 夏休みをもうちょっと柔軟に考えていただいて、夏休みではなくてもできる方は現実にいっぱいいらっしゃいますから、そういう方をうまく動員したとしても本当にだめかどうか。もうちょっと検証していただかないと、試験の採点の便宜から丸2年必要だというのはかなり飛躍がある。普通の推論のプロセスでは、そういう結論にはなかなか至らないはずです。

○山口課付 もう一つは、そもそも短答、論文、口述の3段階で実施することになりますので、最初の短答式試験から最終的な合格発表までの期間というのがある程度かかるわけです。今回の実施方針案が予定しているのも、結局11月に合格発表するということを予定していますけれども、そうするともう12月には新司法試験の出願をする時期になります。ですから、これが新司法試験の出願

に間に合うぎりぎりの時期でして、夏がどうこうという以前の問題として……。

○福井主査 それは本試験ですか。

○山口課付 そうです。

○福井主査 本試験が11月合格発表で、その前の論文はいつやるんですか。

○山口課付 実施方針案では、7月ごろです。

○福井主査 7月にやってから、4か月くらい採点期間に要するという整理ですか。

○山口課付 その後に更に口述試験もありますので、論文の合格者に対して口述試験をして、その合否の判定をして合格発表もしなければいけない。つまり、この試験自体が3段階の試験になっているわけで、かつ論文式試験というのは他試験も見ただければわかりますが、他試験でも論文のある試験というのは実施から合格発表まで約3か月ほどかかっているわけです。

○福井主査 短答から論文まではどれぐらいかかる予定ですか。

○山口課付 短答式試験は5月に行いまして、論文式試験は7月です。

○福井主査 短答は、基本的に機械が採点するわけでしょう。

○山口課付 実施方針案では、短答式試験は5月ころに行いまして、論文式試験は7月ころとされております。

○福井主査 相場観からいけば、論文の採点に3か月、短答は1か月弱でいいということでしょう。それで、予備試験は口述はないですか。

○山口課付 あります。

○福井主査 あるんですか。それも本当は重装備過ぎて問題だという議論もあり得るのですが、そうすると今の本試験のスケジュールのイメージは5月に始めて11月でしょう。半年ですね。半年で終わるのならば、5月の短答が始まる直前に口述の結果を予備試験の方も出してあげれば、受け始めてから本試験まで一気に受かる人は1年で済みます。

○山口課付 試験の実施というのは、実施のかなり前に先立って出願を受け付けないと、会場の確保とか準備とか、そういった事務的なことができないわけです。全受験者の受験資格の有無を確認して、それらの受験者の受験願書をきっちり確認して、それをちゃんとシステムに読み込ませて、そしてその会場を割り振って、それに見合った会場を確保して、その会場で実施する。

○福井主査 会場の確保は大体毎年の相場観があるから、それは多少余裕を持って借りておけばいいだけのことですね。

それから、出願準備とおっしゃるけれども、そのために半年かけてやる必要はないわけで、要するにもっと工夫をして短縮しようと思えばできるのに、何が何でも2年間にまたがって、しかも短答式の日をどちらからしか受験できないようにわざわざぶつけるなど、本来の意図と別のバイアスがかかっているんじゃないかと疑念が生じるくらい不自然です。

○山口課付 短答式試験が同じ5月になっているということですが……。

○福井主査 ぶつけたら当然1年空いてしまうわけで、予備試験にふさわしい問題はやはりやさしくないとおかしいですね。本試験のいわば前哨戦なわけですから。だったら、それなりのやさしい問題で独立につくって、おっしゃる会場の都合とかもわからないでもないけれども、それだったら

せいぜい2、3か月あればいい話で、全体でせいぜい1年2、3か月の間に両方を一気に通貫で受けさせてあげるようにする。これは十分工夫したらできると思います。

○山口課付 予備試験の合格者数というのがどうなるかは現時点で予測困難な状況にありますし、それから新司法試験の会場の確保が2、3か月でできるかというところもなかなか厳しいものがあるのではないかと思います。新司法試験というのは現在は連続して4日間で、会場としてはかなり連続した日程で押さえないといけないような状況の中で、これはやはり全く無駄な会場を押さえるというわけにもいきませんし、財政上の問題もあります。

○福井主査 予備試験は4日もかかりますか。

○山口課付 新司法試験の試験会場を確保するに当たってのことを申し上げています。

○福井主査 だけど、予備試験はもっと簡単じゃないですかということです。要するに、単なる本試験の入り口達成度合いテストなんだから、4日間かけるほどの密度でやる必然性は全然なくて。

○山口課付 今は新司法試験のことを申し上げています。新司法試験の会場を1、2か月で確保できるだろうとおっしゃいますけれども、それはそうではないということを申し上げています。

○福井主査 予備試験が完全に終わってから確保するんじゃ大変だということですか。

○山口課付 はい、そういうことです。

○福井主査 でも、予備試験の大体の合格見込み数は、初年度はともかく、2年、3年とやるにつれて大体予測できるようになるはずですね。

○山口課付 それが簡単に予測できるようになるのかならないのか自体、現時点でお答えできないのではないかと思います。

○福井主査 会場の借り上げと言っても、膨大な費用が要るわけじゃないし、受験料で収入は賄うわけでしょうから、基本的には多少多く来ても大丈夫なように余裕を持って借り上げておく。それよりは、受験期間の利益を受験生に与えて差し上げるという方に重きを置くのが常識的な政策判断だと思います。会場の借り上げとかは瑣末な話ではないですか。

○山口課付 単に場所を借りるということだけではなくて、きちんとした司法試験にふさわしい試験場を確保して準備するということが必要ですから、どこでもいいわけではありません。司法試験の実施にふさわしいような会場をきちんと受験者に対応した形で確保・準備することが必要となります。

それに試験地もたくさんございますので、それぞれの試験地での受験を何人程度の受験者が希望するかなど、必ずしも事前に確実に予測できることではありませんので。

○福井主査 ただ、基本的には学校の教場とかを借りることが大体こういう大規模の試験は多いわけで、……。

○山口課付 そんなことはありません。現時点で大学を借りているのは、新司法試験に関してはむしろ少数です。

○福井主査 大学かどうかはわからないけれども、例えば学校とか、予備校だとか、あるいは何らかの公的施設だとか、いろいろあるわけですが、申し上げたいのは司法試験どころじゃない、もっとはるかに年間何万人も受けにきて、全国各地が試験会場だというような国家試験は幾らでもある

んです。どこでも極めてうまく運営されています。

司法試験くらいの規模で、これは大変ですとおっしゃるんだったら、もっとほかに極めて複雑な試験日程を会場も願書受付もそつなくこなされているような、はるかにけた違いに大人数の国家試験のことをもっとちゃんとお調べになった方がいいと思います。アセスメントが甘過ぎると思います。

○佐々木参事官 具体的には、何試験を想定されているのでしょうか。

○福井主査 行政書士試験とか、税理士試験とかは、受験生の数をはるかに多いのです。最近は、公認会計士もかなり多い。

今日は前回の続きということで、問題意識の提示と今後御配慮いただきたいことの確認ということで申し上げているのですが、今のようなことだけではなくて根っこにある問題と申しますか、予備試験の在り方というのはいろいろと今も出たとおり、考え方の隔たりやらも含めて詰めるべき点がいっぱいあると思います。

繰り返し申し上げますけれども、司法試験委員会に形式的にお伝えいただきましたというのではなくて、問題提起の実質的な意味を丁寧に御説明いただいて、それに対しての司法試験委員会としての見解なりを逐次私どもにフィードバックしていただいて、私どもが足りない点ですとか、未熟な検討に基づいて言った点があれば修正するには全くやぶさかではありませんので、できるだけかみ合う議論に持って行っていただきたいと思います。

あくまでも予備試験につきましても、選択科目についてもそうですけれども、原点は閣議決定でありますので、これは法務大臣と規制改革大臣の決めごとでもありますので、それを踏まえて司法試験委員会にも検討いただくことは、くれぐれも大吏部局として御配慮いただきたい点でございます。

○佐々木参事官 法令や閣議決定による設計がそれでありますから、その範囲の中で、趣旨を踏まえてやるということは司法試験委員会も当然了解している話だと思います。問題意識等は、またきちんとしかるべく伝えさせていただきたいと思います。

○鈴木参考人 私は2月にこの話を聞いて、ペーパーを見たときにびっくりしたのです。何でこんな短答、それから論文式というので、これに受かったら本試験を合格させてやったらいいじゃないかと思うほどの。本試験よりずっとやさしく、これに受かった者でも本試験で落ちるんだったら、そんなにオーバーなことをやることはないではないか。何を考えているのか。

これは、要するにスクリーニングするだけの話だ。何万とは来はしないだろうけれども、たくさん人間が来過ぎて、それが全部本試験を受けるようになると大変だろうから、ということに過ぎないのではないのか。

それで、ちょっとあなた方は呪縛にかかっているのではないのか。つまり、予備試験というのは法科大学院の卒業者と同一ような能力、知識などの内容を持った者であることをおごそかに調べるのだという呪縛にです。法科大学院はそう主張するでしょう。日弁連もそう言うでしょう。けれども、その呪縛にかかり過ぎてしまっているのではないのか。2年間行った人と何もかも同じような勉強をしたなど、そんなことは幾ら調べても同じとは何かということで、決められっこないわけです。

その呪縛に、つまりそういう儀式をきちんと経ないと法科大学院がうるさくて仕方がない。日弁

連もそれに乗ってうるさくて仕方がない。そのため、余り意味のないことにエネルギーを使っておられると思う。何でそんなにややこしいことをやるのかというのが私にはわからない。プラスアルファを少し取っておけばよいだけの話です。

○福井主査 そういう考え方も斟酌いただいて、よい制度をつくっていただきたいと思います。

○鈴木参考人 あちらの方に御説明になるならば、またその辺をうまく説明したらよいではないか。こういうことでやっても、法科大学院を卒業したと同じ程度のことはきちんとチェックしましたよということをきちんと説明すればよいのではないかと私は思います。

大体そんなものしかイメージしていなかった。それをとんでもないものを創ろうとされるから、ダブルに司法試験を受けるようなものです。恐らく2回目には大分練習はされているから、予備試験ルートの方がよほど有利になってしまう。それはよいことだけれども。

○福井主査 それでは、時間も過ぎましたので、本日はこの程度にさせていただきたいと思いますが、引き続き法務省におかれましては当会議の意見も十分に御考慮いただいて、よい制度の実現に努めていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

以 上